

青森県冬季プロモーション業務に係る企画提案 公募要領

この要領は、台湾における本県冬季観光コンテンツの認知度向上を図るため、発信力・影響力のあるインフルエンサーを招請して本県を視察するとともに、今後の情報発信として利用可能な動画を制作する業務を実施することとし、当該業務の受託事業者を選定するための企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

1 公募期間

平成31年2月6日（水）～2月21日（木）

2 担当者

青森県観光国際戦略局誘客交流課 主事 西野 広平

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL：017-734-9219 / FAX：017-734-8126

E-mail：kohei_nishino@pref.aomori.lg.jp

3 委託業務名

青森県冬季プロモーション業務

4 業務概要

(1) 業務目的

台湾における本県冬季観光コンテンツの認知度向上を図るため、発信力・影響力のあるインフルエンサーを招請して本県を視察するとともに、今後の情報発信として利用可能な動画を制作することを目的とする。

(2) 採用者数、予算限度額

1者 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約期間

契約締結の日から平成31年3月27日（水）まで

5 委託業務の内容

仕様書のとおり

6 公募への参加について

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 共同体での参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同体の構成員が単体で参加することはできない。なお各構成員は（1）～（4）の条件をすべて満たすこと。

7 参加方法

参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式 1）
- (2) 提出期限等
平成 31 年 2 月 14 日（木）12 時 00 分必着
持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。ただし、期限までにメールにて仮提出がある場合はこの限りではない。
- (3) 提出先
「2 担当者」のとおり。
- (4) 参加資格の可否及び喪失
参加表明書を提出した者は、本業務企画提案への参加資格を有するものとする。
ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。
 - ①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正は行為をしたとき。
 - ②本手続きの期間中に、上記 6 に掲げる公募要件に該当しなくなったとき。

8 企画提案書作成に関する質問等の受付

- (1) 受付期間
平成 31 年 2 月 14 日（木）12 時 00 分までとする。
- (2) 提出方法
 - ①持参、FAX またはメールにより、質問票（様式 2）を提出すること。
 - ②送付先は、「2 担当者」のとおり。

③送信後、電話連絡により着信の確認をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年2月15日（金）17時00分までにFAXまたはメールで本企画参加表明者全てに対して行う。

(4) その他

受付時間以外の質問については、いかなる理由があっても回答はしない。

9 企画提案書の提出について

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。なお、様式は任意で日本工業規格A4又はA3サイズ（折り込むこと）を基本とし、ページを付すものとする。

また、提出書類は、審査のためにのみ使用し、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類及び留意事項

①企画提案書

- ・企画にあたっての考え方、基本方針
- ・仕様書中の企画内容
- ・全体構成とスケジュール

②経費見積書（任意様式）

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、予算限度額を上限とする。

③その他企画提案を説明するのに必要な書類

④業務実施体制について

ア) 本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名、年齢、経験年数及び担当する業務内容について明記すること。

イ) 営業窓口担当者の職・氏名及び連絡先を明記すること。

(2) 企画提案書の提出

①提出期限 平成31年2月21日（木）12時00分必着とする。

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。ただし、期限までにメールにて仮提出がある場合はこの限りではない。

②提出先 「2 担当者」のとおり。

③提出部数 5部

④提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送とする。（配達証明付き書留郵便に限り、受領期間内に必着のこと。）

10 辞退

「7 参加表明」の規定により参加表明をした者において、事情により提案を辞退することとした者は、次にとおり提案辞退をすること。

(1) 提出書類

提案辞退届（様式3）

(2) 提出先

「2 担当者」のとおり。

(3) その他

提案辞退届を提出した者は、いかなる理由があっても再び参加表明することはできないこととする。

11 審査

(1) 審査の方法

別紙「企画提案書審査基準」に基づき、提出された企画提案書の記載内容で審査を行い、最優秀提案者を1者選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、平成31年2月22日（金）までにメールにて通知する。

12 契約の締結方法

最優秀提案者を契約予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。なお、最優秀提案者との協議において合意が至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

13 その他の留意事項

(1) 提案者の提出する企画提案書は1案に限る。

(2) 提出書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続きへの参加に関し、要した経費は参加者の負担とする。

(3) 契約保証金は、青森県財務規則の規定による。

【参考】青森県財務規則第159条

契約担当者等は、契約者をして、契約金額の百分の五以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

一 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 様式一覧

様式1 参加表明書

様式2 質問票

様式3 提案辞退届

(様式1)

平成31年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所

名称

代表者職氏名

印

青森県冬季プロモーション業務に係る企画提案参加表明書

平成31年2月6日付けで募集のありました標記企画提案に参加を表明し、業務提案書等関係書類を期限までに提出します。

なお、次の事項に該当しないこと並びにこの参加表明書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

<本件にかかる連絡先>

所属	
担当者職氏名	
住所	
電話	
FAX	
メールアドレス	

(様式2)

平成31年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所

名称

代表者職氏名

印

青森県冬季プロモーション業務に係る質問票

平成31年2月6日付けで募集のありました標記業務について、以下のとおり質問します。

項目	質問内容
<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none">・公募要領1・仕様書3	<p>●●●とは何か。</p> <p>▲▲▲とは「△△△」という意味か。</p>

(様式3)

平成31年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所

名称

代表者職氏名

印

青森県冬季プロモーション業務に係る企画提案 提案辞退届

平成31年 月 日付けで標記業務に係る企画提案への参加表明書を提出しましたが、
辞退します。

(辞退理由)

青森県冬季プロモーション業務企画提案審査基準

(目的)

第1 台湾における本県冬季観光コンテンツの認知度向上を図るため、発信力・影響力のあるインフルエンサーを招請して本県を視察するとともに、今後の情報発信として利用可能な動画を制作する業に係る企画提案書の評価に関する基準を定めることを目的とする。

(評価対象)

第2 評価は、企画提案書の内容について行う。

(評価方法)

第3 青森県冬季プロモーション業務企画提案書の選定は、次の項目について企画提案書の内容の評価を行い点数化し、その合計を各委員の評価点とする。

審査項目	審査の視点	配点
全体計画	本事業の目的及び業務内容を理解し、台湾における本県冬季観光コンテンツの認知度向上に繋がるものであるか。	20
企画提案内容	取材先について、目的に合った取材になっているか。	20
	発信者及び発信媒体について、適切な人材・媒体を選定しているか。	20
	添乗員・通訳の手配について、取材にあたり適切な人数を確保しているか。	10
	動画について、今後県が自由に使うために適切な内容となっているか。	10
スケジュール管理	委託期間満了日まで無理なく確実に業務を遂行できるとともに、業務の趣旨に沿った効果的な実施スケジュールとなっているか。	10
経費積算の妥当性	経費の積算内容に不備、不適切なものはないか。	10

- 2 各委員の評価点数を提案者ごとに集計し、審査委員により、契約予定者を特定する。
なお、1位となった提案者が2者以上ある場合は、審査委員の協議により決定する。